

須崎林業事務所の業務の一つに治山事業があります。(治山事業については、このホームページの森林土木課の「業務案内」のところに詳しい説明が記載されていますので、そちらをご覧ください。)

その中の、溪間工事の一種として、溪床や溪岸の浸食を防ぐ「治山ダム工」という工事があります。この「治山ダム工」、須崎林業事務所管内では、最も多く施工されている工事です。

そこで、「治山ダム」と「砂防ダム」の違いについて簡単に紹介します。

#### ○治山ダムの目的

治山ダムは、森林の維持・造成をはかることを目的として設置されます。溪床に土砂が堆積している箇所や、溪岸が浸食され山崩れが発生しやすくなっている箇所で主に治山ダムは設置されます。この治山ダムによって土砂が下流に流れることが防げますし、山崩れの発生を防ぐことができます。このような目的で治山ダムは設置されることから、砂防ダムと違い高さもそれほど高くなく、ダムの上流は土砂で埋まっていることが多いです。ダム上流が埋まることによって効果が発揮できるからです。

#### ○治山ダムと砂防ダムの違いを図で示すと次のとおり

## ○治山ダム(治山事業)

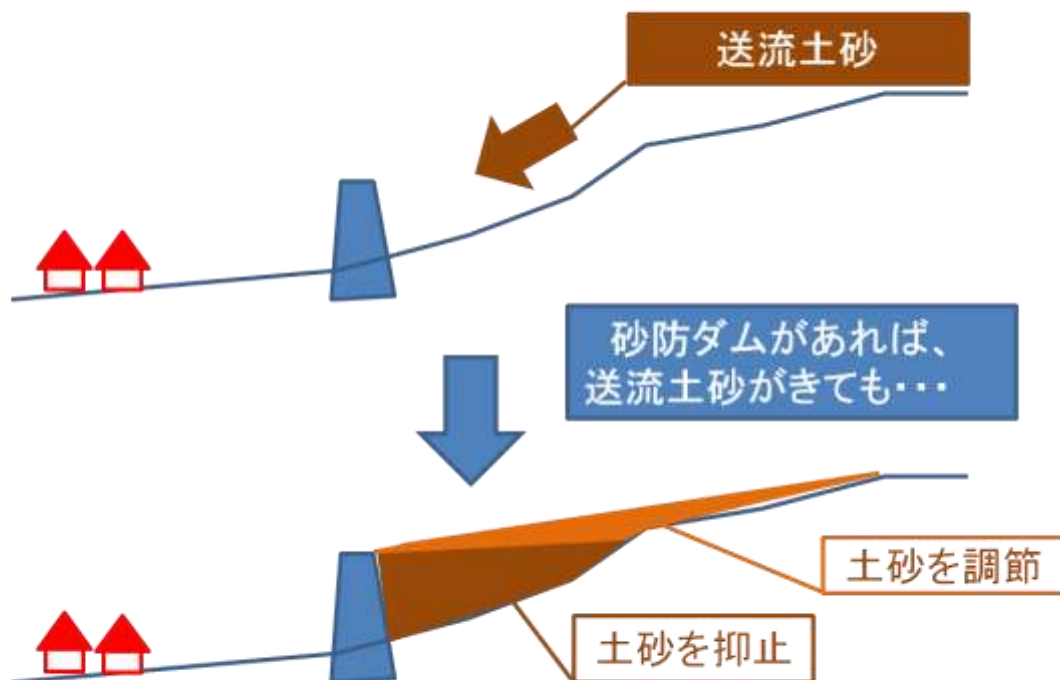
目的：土砂の流出を防ぐための森林を維持・造成すること  
(治山ダムなどで荒廃地の傾斜を緩くし、溪流の浸食を防ぐことで森林の機能を高める)



一方、治山必携（法令通達編）の「治山事業と砂防事業の取扱いについて」によると、砂防ダムは

### ○砂防ダム(砂防事業)

目的： 送流土砂をせき止め、調節すること



(また、河川の土砂の流出を防ぐことも砂防ダムの役割である。) なく、両方をうまく配属して被害を減らすことが重要で

このように、治山ダムと砂防ダムでは作る目的・役割が異なり、どちらか一方を作れば良いというわけではなく、両方をうまく配置して地域の災害を減らすことが重要です。

高知県では、林業事務所が治山ダム（治山事業）、土木事務所が砂防ダム（砂防事業）を担当しています。